○埼玉県警察災害派遣隊に関する訓令

平成24年12月17日

警察本部訓令第36号

警　察　本　部　長

埼玉県警察災害派遣隊に関する訓令を次のように定める。

埼玉県警察災害派遣隊に関する訓令

（趣旨）

第１条　この訓令は、埼玉県警察災害派遣隊の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　埼玉県警察に、埼玉県警察災害派遣隊を置く。

２　埼玉県警察災害派遣隊は、広域緊急援助隊（警備部隊）（以下「警備部隊」という。）、広域緊急援助隊（交通部隊）（以下「交通部隊」という。）、広域緊急援助隊（刑事部隊）（以下「刑事部隊」という。）、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊により編成する即応部隊並びに特別警備部隊、特別犯罪抑止部隊、被災者支援部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊及び特別交通部隊により編成する一般部隊で構成する。

一部改正〔令和７年第25号〕

（任務）

第３条　埼玉県警察災害派遣隊は、県外において大規模災害（地震、津波その他異常な自然現象又は人為的事故を起因とする大規模な被害をいう。）が発生し、又は発生しようとしている場合（以下「大規模災害発生時」という。）において、被災地又は被災が予想される地域（以下「被災地等」という。）を管轄する都道府県警察を管理する都道府県公安委員会からの援助の要求により派遣し、当該都道府県公安委員会の管理の下に次に掲げる活動を行うことを任務とする。

(1)　情報の収集及び連絡

(2)　避難誘導

(3)　救出救助

(4)　検視、死体の調査及び身元確認の支援

(5)　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第１項の規定に基づき都道府県公安委員会が指定する区域又は道路の区間（以下「緊急交通路」という。）の確保、緊急通行車両の先導、被災地等における活動に必要な交通の確保その他の被災地等における交通警察活動

(6)　行方不明者等の捜索

(7)　被災地における犯罪の抑止及び検挙

(8)　被災者等の支援

(9)　前各号に掲げるもののほか、派遣先都道府県警察の長が特に指示する活動

一部改正〔平成25年第15号、令和７年第25号〕

（即応部隊の活動）

第４条　即応部隊は、大規模災害発生時に直ちに被災地等へ赴き、それぞれ次に掲げる活動を行う。

(1)　警備部隊　被災情報の収集及び連絡並びに被災者の避難誘導及び救出救助

(2)　交通部隊　交通情報の収集及び連絡、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導、被災地等における活動に必要な交通の確保その他の被災地等における交通警察活動

(3)　刑事部隊　検視及び死体の調査

(4)　広域警察航空隊　警察用航空機による被災情報の収集及び連絡、被災者の救出救助、救援物資の輸送等

(5)　緊急災害警備隊　被災者の救出救助、行方不明者等の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動並びに無人となった集落等における警戒及び警ら、被災地等における検問等の犯罪の抑止を目的とした活動その他派遣先都道府県警察の長が指示する活動

一部改正〔平成25年第15号、令和７年25号〕

（一般部隊の活動）

第５条　一般部隊は、大規模災害発生時から一定期間が経過した後に長期間にわたり被災地等へ赴き、それぞれ次に掲げる活動を行う。

(1)　特別警備部隊　行方不明者等の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動及び派遣先都道府県警察の長が特に指示する活動

(2)　特別犯罪抑止部隊　被災地における犯罪の抑止を目的とした防犯カメラの設置等

(3)　被災者支援部隊　避難所等の訪問を通じた相談対応及び防犯指導並びに行方不明者等相談情報の収集及び整理

(4)　特別自動車警ら部隊　警ら用無線自動車による警戒、警ら等

(5)　特別機動捜査部隊　捜査車両を用いた初動捜査等各種活動

(6)　身元確認支援部隊　死亡の蓋然性が高い行方不明者の家族等からの身元確認に資する情報及び資料の収集

(7)　特別交通部隊　信号機の滅灯に伴う交通整理その他の被災地等における交通警察活動

一部改正〔令和７年25号〕

（部隊の編成）

第６条　広域警察航空隊を除く即応部隊の各部隊並びに身元確認支援部隊及び特別交通部隊の編成は、埼玉県警察災害派遣隊編成表（別表）のとおりとする。

２　広域警察航空隊並びに身元確認支援部隊及び特別交通部隊を除く一般部隊の各部隊の編成については、その都度指示する。

（即応部隊の隊員の指定）

第７条　即応部隊の各部隊の隊員（以下「即応隊員」という。）は、次項の規定による所属長の推薦に基づき、警務部警務課、刑事部各所属、交通部交通機動隊、同部高速道路交通警察隊、警備部警備第一課（以下「警備第一課」という。）及び同部機動隊及び埼玉県警察管区機動隊を配置する本部長が指定する所属（以下「指定所属」という。」）の職員のうちから、あらかじめ本部長がそれぞれ指定するものとする。ただし、広域警察航空隊にあっては、警備部警備第二課長（以下「警備第二課長」という。）の推薦に基づき、警備部警備第二課航空隊に所属する者のうちから、大規模災害発生時に、本部長が指定するものとする。

２　警務部警務課長、刑事部各所属長、交通部交通機動隊長、同部高速道路交通警察隊長、警備部警備第一課長（以下「警備第一課長」という。）、警備部機動隊長及び指定所属の長は、次の各号に掲げる隊員の種別ごとに定める基準に該当する者のうちから被災地における健康リスクを十分考慮した上で適任者を選定し、警備部隊員については警備第二課長を経て、交通部隊員については交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）を経て、刑事部隊員については刑事部捜査第一課長（以下「捜査第一課長」という。）を経て、緊急災害警備隊員については警備第一課長を経てそれぞれ推薦するものとする。

(1)　警備部隊及び交通部隊の幹部の隊員　人格、識見ともに優れ、かつ、災害警備実施又は

災害交通対策に係る指揮能力に優れている者

(2)　刑事部隊の隊員のうち隊長以外のもの　死体取扱業務に必要な知識及び経験を有する者、被害者支援に関する知識及び経験を有する者又は部隊活動の訓練を受けている者

(3)　刑事部隊の隊長　刑事部捜査第一課の検視を担当する調査官又は課長補佐の職にある者

(4)　刑事部隊の隊員のうち隊長以外のもの　死体取扱業務に必要な知識及び経験を有する者、被害者支援に関する知識及び経験を有する者又は部隊活動の訓練を受けている者

(5)　緊急災害警備隊の隊員　埼玉県警察管区機動隊の隊員のうち、警備部隊の隊員として指定された者以外の者

3　即応隊員の所属の長は、所属の即応隊員の指定を解除する必要があると認めるときは、警備部隊員については警備第二課長を経て、交通部隊員については交通指導課長を経て、刑事部隊員については捜査第一課長を経て、緊急災害警備隊員については警備第一課長を経て本部長に指定の解除を申請するとともに、後任の適任者を推薦するものとする。

一部改正〔平成26年第18号、30年第８号、令和４年第13号、７年第25号、８年第19号〕

（一般部隊の隊員の指定）

第８条　一般部隊の各部隊の隊員（以下「一般隊員」という。）は、次項の規定による所属長の推薦に基づき、警察本部（警備部を除 く。以下同じ。）の各所属、警備第一課、警備部機動隊並びに各警察署の職員並びに埼玉県警察特別機動隊及び埼玉県警察第二機動隊の隊員のうちから、大規模災害発生時に、状況に応じて本部長がそれぞれ指定するものとする。

2　警察本部の各所属長、警備第一課長、警備部機動隊長並びに各警察署長は、大規模災害発生時に、次の各号に掲げる隊員の種別ごとに定める基準に該当する者のうちから被災地における健康リスクを十分考慮した上で適任者を選定し、特別警備部隊員は警備第一課長を経て、特別犯罪抑止部隊は生活安全部生活安全総務課長（以下「生活安全総務課長」という。）又は刑事部刑事総務課長（以下「刑事総務課長」という。）を経て、被災者支援部隊は生活安全総務課長、総務部総務課長（以下「総務課長」という。）又は警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経て、特別自動車警ら部隊員は地域部地域総務課長（以下「地域総務課長」という。）を経て、特別機動捜査部隊員は刑事総務課長を経て、身元確認支援部隊員は刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）を経て、特別交通部隊員は交通指導課長を経て、それぞれ推薦するものとする。

(1)　特別警備部隊及び特別交通部隊の幹部の隊員　人格、識見ともに優れ、かつ、災害警備

実施又は災害交通対策に係る指揮能力に優れている者

(2)　特別警備部隊及び特別交通部隊の隊員のうち幹部以外のもの　身体強健かつ気力旺盛で１年以上の実務経験を有する者

(3)　特別犯罪抑止部隊の隊員　防犯カメラの設置等に必要な知識及び技能を有する者

(4)　被災者支援部隊の隊員　相談対応若しくは防犯指導又は行方不明者発見活動に必要な知識及び経験を有する者

(5)　特別自動車警ら部隊の隊員　地域部門に所属し、警ら用無線自動車等を使用した警戒警ら活動に必要な知識及び経験を有する者

(6)　特別機動捜査部隊の隊員　身体強健かつ気力旺盛で、刑事部門の実務経験を有する者

(7)　身元確認支援部隊の隊員　刑事部に所属し、身元確認業務に必要な知識及び経験を有する者

３　一般隊員の所属の長は、所属の一般隊員の指定を解除する必要があると認めるときは、特別警備部隊員は警備第一課長を経て、特別犯罪抑止部隊員は生活安全総務課長又は刑事総務課長を経て、被災者支援部隊員は生活安全総務課長、総務課長又は警務課長を経て、特別自動車警ら部隊員は地域総務課長を経て、特別機動捜査部隊員は刑事総務課長を経て、身元確認支援部隊員は鑑識課長を経て、特別交通部隊員は交通指導課長を経て本部長に指定の解除を申請するとともに、後任の適任者を推薦するものとする。

一部改正〔平成30年第８号、31年第３号、令和４年第13号、７年第25号、８年第19号〕

（運用）

第９条　各部隊の招集、出動等は、次の各号のいずれかに該当するときにおいて、本部長が行うものとする。

(1)　警察庁又は関東管区警察局から派遣についての指示又は調整があったとき。

(2)　教養訓練を行うとき。

(3)　その他本部長が必要と認めたとき。

（派遣の場合の指揮系統）

第10条　各部隊は、他の都道府県公安委員会からの援助の要求により派遣されたときは、派遣先都道府県警察の長の指揮下に入り、活動区域等に関する指示を受けて所定の任務に従事するものとする。

（教養訓練）

第11条　本部長は、警察庁又は関東管区警察局が行う教養訓練に各部隊を派遣するものとする。

２　捜査第一課長、交通指導課長、警備第一課長及び警備第二課長は即応隊員に対して、生活安全総務課長、地域総務課長、刑事総務課長、鑑識課長、交通指導課長及び警備第一課長は一般隊員又はその候補者に対して、本部長の命を受けて教養訓練を行うものとする。

３　即応隊員又は一般隊員候補者の所属長は、所属において、災害警察活動に関する教養訓練を随時実施し、災害警察活動に必要な技術の向上を図るものとする。

一部改正〔平成26年第18号、30年第８号、令和４年第13号、８年第19号〕

（庶務）

第12条　各部隊の庶務は、警備部隊及び広域警察航空隊は警備部警備第二課において、交通部隊及び特別交通部隊は交通部交通指導課において、刑事部隊は刑事部捜査第一課において、特別自動車警ら部隊は地域部地域総務課において、緊急災害警備隊及び特別警備部隊は警備第一課において、特別犯罪抑止部隊及び被災者支援部隊は生活安全部生活安全総務課において、特別機動捜査部隊は刑事部刑事総務課において、身元確認支援部隊は刑事部鑑識課において、処理する。

一部改正〔平成26年第18号、30年第８号、令和４年第13号、令和７年第25号、８年第19号〕

（雑則）

第13条　この訓令に定めるもののほか、各部隊の運用等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成25年１月１日から施行する。

（埼玉県警察広域緊急援助隊の設置及び運営に関する訓令の廃止）

２　埼玉県警察広域緊急援助隊の設置及び運営に関する訓令（平成７年埼玉県警察本部訓令第18号）は、廃止する。

附　則　（平成25年３月29日警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

附　則　（平成26年３月20日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成26年４月１日から施行する。

附　則　（平成30年３月28日警察本部訓令第８号）

この訓令は、平成30年４月１日から施行する。

附　則　（平成31年３月５日警察本部訓令第３号）

この訓令は、平成31年３月５日から施行する。

附　則　（令和４年３月８日警察本部訓令第13号）

この訓令は、令和４年３月18日から施行する。

附　則　（令和７年４月４日警察本部訓令第25号）

この訓令は、令和７年４月４日から施行する。

附　則　（令和８年３月27日警察本部訓令第19号）

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

【別表省略】